

「消費動向調査」における調査方法等の変更について

平成 30 年 6 月 29 日
内閣府経済社会総合研究所
景気統計部

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月）において、「報告者負担の軽減」及び「統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善」が掲げられたことを受け、「消費動向調査」においてオンライン調査を導入することとしている。具体的には、下記 1. のとおり導入する。また、同様の観点から、調査事項について検討を行い、下記 2. のとおり変更する。

1. 調査方法の変更（オンライン調査導入）

- (1) 郵送・オンライン併用調査法とする（これまでは郵送調査法）。
ただし、調査 1 か月目の新規世帯は、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行う（これまでと変更なし）。2 か月目以降は調査票を郵送し、郵送またはオンラインにて回収する（調査世帯が郵送回答またはオンライン回答を選択する）。
- (2) 平成30年10月調査より、毎月調査世帯の交替に合わせ、新規世帯（全8,400世帯の15分の1の約560世帯）に対して郵送・オンライン併用調査を順次導入する。オンラインによる回答は同年11月調査から始まる。平成31年12月調査より、すべての調査世帯が郵送・オンライン併用調査の対象となる。

2. 調査事項の変更

- (1) 平成 30 年 9 月調査をもって、「自己啓発、趣味、レジャー、サービス等の支出予定」（四半期の調査項目）を廃止する。

以上